

各道立学校長 様

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（通知）

このことについては、令和4年2月8日付け教福第1257号通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」において、教職員の対応に係る取扱いをお知らせしたところですが、今般、文部科学省事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」（令和4年3月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）及び道保健福祉部長通知「オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について」（令和4年3月24日付け感染症第6580号道保健福祉部長）により濃厚接触者の特定及び行動制限に係る取扱いが示されましたので、今後の取扱いを次のとおり改訂し、お知らせします。

記

1 今後の取扱い

教職員が、濃厚接触者又は感染の可能性がある者（以下「濃厚接触者等」という。）とされた場合の取扱いは次のとおりとする。

（1）自宅待機期間

原則7日間（8日目に解除）とする。

（2）やむを得ない場合で事業継続に著しい支障を来す場合の取扱い

教職員の多くが濃厚接触者等となり学校に出勤できない場合等の学びの継続については、令和4年(2022年)1月25日付け教健体第1100号通知の記7による、学びの保障の方策を優先することとし、それでもなお、他に代替措置が取れず、学びの継続に著しい支障を来す場合及びその他の事情で学校運営上著しい支障を来す場合は、必要最小限の人数に限り、自宅待機期間の短縮を可能とする。

ただし、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を当該職員に求めること。

この場合、教育庁教職員局福利課に事前協議の上、4日目及び5日目の抗原定性検査で陰性確認後、5日目から職員の自宅待機を解除すること。

（3）特別支援学校幼稚部及び小学部に係る新たな対応

今回の変更により、新たに保育所、幼稚園、小学校等の職員について、一定の条件を満たす場合に、自宅待機期間を設けることなく業務に従事することが可能となったことから、特別支援学校幼稚部及び小学部に従事する職員につい

ては、(2)の要件に加えて、次の要件をすべて満たす場合に、業務に従事することを可能とする。

ア 他の職員による代替が困難であること。

イ ワクチンの追加接種後（2回目接種から6ヶ月経過していない場合は2回目接種から）14日間経過していること。

ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（困難な場合は抗原定性検査キットも可）により陰性を確認していること。

エ 濃厚接触者等である、当該職員の業務を校長が了解していること。

2 自宅待機期間を短縮して解除する際の留意点

(1) 児童生徒や保護者の中には教職員が自宅待機期間を短縮して学校に出ることに不安を感じる方もいることから、状況に応じて保護者等に事情を説明し理解を得るよう努めること。

(2) 当該教職員には、自宅待機期間の短縮が学校の事業継続のため真にやむを得ない場合であることを踏まえ、抗原定性検査等を実施することや職務専念義務の免除等の期間を短縮することなどの事情を丁寧に説明すること。

(3) 自宅待機期間を短縮した場合であっても、7日間が経過するまでは日常的に行っている健康観察を確実にを行い、健康状態を学校において確認すること。また、その間は当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

3 抗原定性検査キットの活用について

予め、学校運営費や「道立学校学校教育活動継続支援事業費」（令和3年12月24日追加配当分）の「PCR等検査キットの購入経費」等を活用し、事前に検査キットを購入する等して、速やかに検査を受けられる体制を整備すること。なお、検査キットは薬事承認されたものを必ず用いること。

また、教育庁においても検査キットを購入し保有する予定なので、状況に応じて相談すること。

【添付文書】

・「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」（令和4年3月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

・「オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について」通知本文及び添付資料（記2（2）リーフレット⑤、⑥（抜粋））（令和4年3月24日付け北海道保健福祉部長通知）

学校教育局 高校教育課
学校教育局 特別支援教育課
学校教育局 健康・体育課
教職員局 福利課

令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」が3月18日及び22日に一部改正されましたので、3月17日付け当課事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」を更新してお送りします。更新箇所は太字破線で示しています。

事務連絡
令和4年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和4年3月16日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、別紙のとおり事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」が発出されました。これにより、保健所等が実施する濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査については、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に集中的に実施することとされています。

具体的には、別紙事務連絡1（2）のとおり、事業所等で感染者が発生した場合については、保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められない一方、別紙事務連絡1（4）のとおり、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合については、「濃厚接触者の特定・行動制限については、都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局（以下単に「児童福祉部局等」という。）が連携して、上記（2）又は（3）の取扱を参考に、自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい。その際、未就学児と小学生でマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施に差異が生じることもあるため、当該感染防止対策の水準に応じて、それぞれ方針を決定することも考えられる」などと

されています。

学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年12月10日付け事務連絡で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）を示しているところですが、以上のことを踏まえ、オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について下記のとおり留意すべき事項をまとめましたので、参考としてください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 地域の自治体における濃厚接触者の特定等の取扱いの確認

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴い、オミクロン株が主流の間は、中学校や高等学校等で感染者が発生した場合については、別紙事務連絡1（2）の事業所等で感染者が発生した場合にあるとおり、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求められない一方、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校等で感染者が発生した場合については、別紙事務連絡1（4）にあるとおり、小学校就学前段階と小学校において講じられる基本的な感染防止対策の実施の差異等に応じて、自治体毎に感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針が決定されることが想定される。

一方で、感染者数が低水準である等保健所による対応が可能な自治体については、引き続き幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定を行うことも妨げられないとされている。

こうしたことを踏まえて、教育委員会担当課や私立学校主管部課におかれては、感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に係る自治体の方針の決定について都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と連携するとともに、各学校や学校設置者におかれては、まず、当該学校に関する地域の自治体の取扱いを確認すること。

2. 学校において感染者が発生した場合の対応

- ・ 学校衛生管理マニュアル第4章2においては、学校において児童生徒等や教職員の感染が判明した場合について、保健所による感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力することなどを示しているが、地域の自治体における濃厚接触者の特定等の取扱いによっては、保健所等による濃厚接触者の特定等が実施されないこととなる。
- ・ ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、地域の実情に応じ、保健所等と連携を図ることを検討すること。
- ・ 学校で感染者と接触があったことのみを理由として、児童生徒等や教職員に対して登校や出勤を制限する必要はないこと。ただし、寮等において感染者と同室である場合等には別紙事務連絡1（1）のとおり同一世帯内の濃厚接触者として特定される可能性があることに留意すること。
- ・ 学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった児童生徒等や教職員は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触やそうした方々が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるように指導すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。
- ・ このほか、オミクロン株が主流の間における学校において感染者が発生した場合の臨時休業等の対応については、本日付け事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）」を参照すること。

3. 濃厚接触者や、感染者と感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等の出席停止等

- ・ 学校衛生管理マニュアルにおいては、濃厚接触者の出席停止等について、例えば第4章2②において以下のとおり記載している。

第4章 感染が広がった場合における対応について

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

（略）濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

ここでいう濃厚接触者については、保健所等により濃厚接触者として特定された者を指すこと。また、出席停止等の期間については、濃厚接触者として待機を求められている期間として運用すること。(令和4年1月31日付け事務連絡「『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について」の更新。)

- このほか、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間出席停止等の措置をとること。

<p><本件連絡先> 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)</p>

感染症第6580号
令和4年(2022年)3月24日

各部(局)長
北海道教育長
北海道警察本部長
} 様
(北海道新型コロナウイルス感染症対策本部員)

北海道保健福祉部長
(北海道新型コロナウイルス感染症
対策本部指揮室長(感染拡大防止担当))

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について(通知)

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査をはじめとした現下の取扱いなどについては、令和4年1月24日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における積極的疫学調査の重点化について」及び令和4年2月22日付け感染症第5059号通知「新型コロナウイルス感染症(オミクロン株)に係る現下の取扱いについて」によりお知らせし、道では、既に1月24日から積極的疫学調査の重点化を実施しているところです。

こうした中、今般、令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡にて、オミクロン株の特徴を踏まえつつ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する積極的疫学調査を行わない場合には、感染するリスクの高い同一世帯内や重症化リスクの高い医療機関・高齢者施設等を対象に、積極的疫学調査を集中的に実施することとされたことから、道における取扱いを、改めて、次のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、この取扱いについて、貴所管の関係機関や団体等に幅広く周知いただくとともに、引き続き、感染防止対策や基本的な感染予防行動の徹底に係る取組の強化について、御理解と御協力をお願いします。

記

1 道の対応

- (1) R4.3.16国事務連絡(オミクロン株の特徴を踏まえた取扱)を受けた道の対応
- (2) オミクロン株による感染急拡大に伴う対応について

2 添付資料

- (1) R4.3.16(R4.3.22一部改正)国事務連絡「B.1.1.529系統(オミクロン株)の感染が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」
- (2) リーフレット
 - ① 陽性となった皆様をお願いしたいこと
 - ② 「知人が感染」その時どうする?～新型コロナウイルス感染症への備え～
 - ③ 新型コロナウイルス感染症～個人や家庭でできる自主的な感染対策
 - ④ 新型コロナウイルス感染症～職場でできる自主的な感染対策
 - ⑤ 用語説明と全体の流れ
 - ⑥ 接触者のリストアップと対応方法(学校用、保育所・幼稚園用・放課後児童クラブ用)
 - ⑦ 接触者リスト(学校用、保育所・幼稚園用・放課後児童クラブ用)

(感染症対策局感染症対策課
地域支援係(地域支援班)
内線38-960)

用語説明と全体の流れ

用語説明



「感染者」

新型コロナウイルス感染症の診断を受けて療養中の方

「接触者」

感染者の調査対象期間(下記参照)中に、感染者と何らかの接触があった方

「感染の可能性がある方」

適切な感染防止策を取らないまま(感染者がマスクを着用していない等)1m程度の距離で15分以上、感染者と飲食や会話等の接触があった方

「健康観察(期間)」

「感染の可能性がある方」になった際は、体調変化に留意していただくとともに一定の期間、次の対応を行っていただくようお願いいたします

感染者と最後に接触した日の翌日から7日間(8日目解除)の自宅待機(外出自粛)と検温など自身による健康状態の確認

「調査対象期間」について

①感染者が有症状の場合

感染者の**発症日**2日前から最終接触日までの期間

<有症状>

	日	月	火	水	木	金	土	日
調査対象外				発症日		最終接触日	陽性確定	

発症日2日前から最終接触日まで

②感染者が無症状の場合

感染者の**検体採取日**2日前から最終接触日までの期間

<無症状>

	日	月	火	水	木	金	土	日
調査対象外				検体採取日		最終接触日	陽性確定	

検体採取日の2日前から最終接触日まで

全体の流れ

① 感染者本人から学校等へ連絡

② 調査対象期間を確認



事前準備

1. 感染者等からの聞き取りで発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認
2. 調査対象期間(発症日2日前～最終登校日)を確認。
その間の登校日等を確認

③ リストアップ&判定(別のリストアップ表を参考)

④ 接触者への対応

リストアップされた方は、「**感染の可能性がある方**」です。

対象者には次の事項をお願いしてください

- 感染者と最後に接触した日の翌日から7日間(8日目解除)の外出自粛*の検討。検温など自身による健康状態の確認
- 上記以外の方も、感染者と接触した翌日から7日間は健康に気をつけてください

※1 保育所、幼稚園、小学校等の職員、障害者支援施設等の従事者は、①他の職員による代替が困難、②ワクチンの追加接種後(2回目接種から6ヶ月経過していない場合は2回目接種から)14日間経過、③無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(困難な場合は抗原定性検査キットも可)により陰性を確認、④濃厚接触者である当該職員の業務を所属の管理者が了解している場合は、業務に従事することが可能

※2 ※1以外の従事者であっても、4、5日目の抗原定性検査キットを用いた自費(事業者)検査により陰性確認できた場合は5日目に待機解除が可能

(※1、2ともに、7日間を経過するまでは、検温等の経過観察をお願いします)

※健康観察期間中に症状が出た場合も同様です

症状がある場合は…

①かかりつけ医にご相談ください

受診する際には、事前に電話し、「感染者と接触があった」ことを伝えてください。受診にかかる費用は医療機関にご確認ください

②かかりつけ医がない場合は、次のいずれかに電話相談ください

・北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター

☎0120-501-507 (24時間)

・最寄りの診療・検査医療機関



診療・検査医療機関
北海道ホームページ



○抗原検査キットを使うときは？

薬局等で「医療用」として販売されているものを使いましょう。「陽性・高リスク」と判定された場合、①・②の対応をお願いします。なお、無症状者の使用は推奨されていません

接触者のリストアップの基準 学校編

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終登校日の間の登校日が調査対象期間です。
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じクラスのマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない児童・生徒
- ④感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童・生徒、教職員
(狭い部屋で部活動を実施した など)
- ⑤その他 (上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③その他 (上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

接触者のリストアップの基準 保育園・幼稚園編

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終登園日が調査対象期間です。
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じクラスのマスクをしていない園児や職員
- ②感染者と A. 同じ部屋で合同保育をしたマスクをしていない園児や職員
B. 同じテーブルで食事をした園児や職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない園児
- ④感染者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員
※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当します
- ⑤その他（上記以外で感染者と密に接触があった園児と職員）

感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない園児や職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした園児と職員
- ③感染者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員
※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当します
- ④その他（上記以外で感染者と密に接触があった園児と職員）

